

消費税等個別相談会

主催：関商工会議所

平成31年10月からの消費税率10%引き上げに伴い、「消費税軽減税率制度（複数税率）」が導入されます。軽減税率制度の対象となる品目の消費税については軽減税率（8%）が適用されます。導入はまだ先ではありますが、経営環境の変化を乗り切るためには、今から準備が必要と思われます。つきましては、事業主の皆様にはわかりやすくご説明しますので、この機会に是非ともご相談ください。

【相談員及び】 **税 理 士 坪 内 勝 徳 先生**（名古屋税理士会派遣税理士）

【開催日】 平成29年12月7日（木）

【開催時間】 午後 1時 ～ 午後 4時

【場 所】 関商工会議所 1階 相談室2（関市本町1丁目4番地）
（TEL）22-2266

【相談内容】 ① 消費税等の税務相談について
② 消費税転嫁拒否行為の禁止について
③ 総額表示義務の緩和について等

【相談時間】 相談時間は原則60分です。相談は予約制で先着順とさせていただきます。ご希望の時間に添えない場合がございますが、あらかじめご承知頂きますようお願いいたします。

【申込方法】 裏面の申込書にご記入の上、関商工会議所まで
ファックス（24-6102）にてお申込み下さい。

※ 本申込みにご記入頂きました情報につきましては、セミナーの実施・運営に係る利用者の把握、名簿作成、その他当所事業に関する情報提供の目的にのみ利用します。

この個別相談会は、国からの補助金で開催するものです。
平成29年 11月 吉日 関商工会議所



「消費税等個別相談会」申込書

関商工会議所 行

申込日 平成 年 月 日

開催日	[] 12月 7日 (木)
ご希望時間 ※希望される日・時間 にそれぞれ○印を付けて下さい。	[] 13:00～14:00まで [] 14:00～15:00まで [] 15:00～16:00まで
フリガナ 事業所名	
フリガナ 代表者名 (相談者)	
所在地	(TEL —) (FAX —)
業種	
ご相談内容	

※ ご記入いただきました内容につきまして秘密を厳守し、この事業の目的以外には使用いたしません。また、相談は予約制で先着順とさせていただきますので、ご希望の日時に添えない場合がございますが、あらかじめご了承ください。なお、時間欄には必ず○印を付けてください。